

兵庫県公報

平成21年10月30日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程		ページ
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程	……………	1
○ 病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程	……………	1

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程をここに公布する。
平成21年10月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第10号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第27号）附則第1項ただし書に規定する管理規程で定める日は、平成21年11月1日とする。



病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成21年10月30日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第11号

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程

病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。
第22条第3項中「県立加古川病院」を「県立加古川医療センター」に改め、「加病」を「加医」に改める。
第25条の2第2項中「県立加古川病院」を「県立加古川医療センター」に改め、「加病」を「加医」に改める。

附 則

この管理規程は、平成21年11月1日から施行する。